別紙1

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
豊前市	角田地区 （山谷・畑上、畑・中下、原井・竹の下、馬場・湯の川内、中　村、畠　中、石　原、松江西町、松江西組、松江中組、松江東組、松江大東）	2021年3月24日	2023年3月31日

1　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	133.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	91.8ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	105.9ha
ⅰ　うち後継者がおらず5年後に耕作できなくなる農地面積の合計	11.4ha
ⅱ　うち後継者等について不明の農業者の耕作面積の合計	37.4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	67.0ha
（備考）	

2　対象地区の課題

・地区内の現状として、65歳以上の農業者の耕作面積は105.9haあり、うち後継者がいない耕作面積は11.4haとなっている。今後、地域の中心経営体が引き受ける意向の耕作面積は67haとなっているため、規模拡大を検討する中心経営体及び後継者へ農地を確保し、集約していくことが課題である。

・高齢により所有者に返還された農地が不耕作地となり、荒廃している。

・段差や傾斜、狭小農地が多いことに加え、市外地権者が多いため、農地集積が進まず、耕作放棄地が増加している。

・認定農業者が少なく個人農家が多いため、高齢化が進み後継者も不足している。

・畦畔管理などに手間がかかるほか、鳥獣被害も発生しており、営農する上での労力が大きく、規模拡大に限界がある。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

耕作者の高齢化と後継者不足による荒廃農地拡大を防ぐため、農地中間管理機構の活用や農業経営ができなくなった農家の情報提供を積極的に行い、農地の借り手である中心経営体等に集約するとともに、新規就農者や市外農家の力も借りて担い手確保を推進する。また、補助金等の活用により、耕作放棄地の解消や未改良農地の整備も進める。

（参考） 中心経営体

属性	農業者 （氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稲、麦、野菜	22.9 ha	水稲、麦、野菜	27.5 ha	中村
認農法		野菜	14.7 ha	野菜	17.6 ha	畠中
到達		水稲	3.8 ha	水稲	4.6 ha	馬場
認農		水稲・みかん	1.0 ha	水稲・みかん	1.2 ha	松江大東
認農		水稲、麦・大豆	10.4 ha	水稲、麦・大豆	12.5 ha	松江西町
認農		水稲・麦・野菜	1 ha	水稲・麦・野菜	1.2 ha	松江東組
到達		水稲、麦	1.2 ha	水稲、麦	1.4 ha	畑
到達		花	0.8 ha	花	1.0 ha	中村
計	8人		55.8 ha		67.0 ha	

「属性」: 個人の認定農業者「認農」、法人の認定農業者「認農法」、認定新規就農者「認就」、集落営農は「集」、基本構想水準到達者 「到達」

４　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

規模拡大を検討する認定農業者や集落営農法人、新規就農者に対し、農地中間管理機構の利用を推進し、農地の集約を進める。
地域の集落営農法人、認定農業者、関係機関で連携し、認定新規就農者等の若手農業者を育成する。
有害鳥獣対策に力を入れることで農地の遊休地化を防止し、地区内で農地を最大限に活用する。
後継者がいない高齢農業者について、耕作を止める前に農地の受け手を探すための調整期間を少なくとも2～3年取れるように、人・農地プラン地区座談会や遊休農地対策検討会等による情報交換の場を定期的に開催する。